**平成３０年（フ）第７５３号**
北海道石狩市緑苑台東３条１丁目66番地
債務者　中川ノリ子
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成３０年（フ）第７７３号**
札幌市北区北28条西６丁目１番１号　コーポＪＵＮ北103号
債務者　阿部　朝子
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成３０年（フ）第７８０号**
札幌市中央区北３条東10丁目18番地４　サンライズ403号
債務者　川口　リサ
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成３０年（フ）第７９３号**
北海道石狩市花川南６条３丁目124番地　フローラルコート201号
債務者　須藤　有紀（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成３０年（フ）第８０５号**
北海道石狩市花川北６条２丁目23番地
債務者　浅瀬石力治
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成３０年（フ）第９０号**
北海道釧路郡釧路町曙１丁目２番地13　グループホームめぐみ野、申立前の住所北海道釧路郡釧路町新開３丁目８番地２　新開マンション101号室
債務者　永井　恒徳
法定代理人成年後見人　森　　裕子
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
釧路地方裁判所

**平成３０年（フ）第９２号**
釧路市鳥取北５丁目８番１号　奥谷マンション
債務者　名平　政夫
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
釧路地方裁判所

**平成３０年（フ）第９３号**
北海道厚岸郡厚岸町宮園１丁目365番地　Ｇｅｍｉｎｉ103号室
債務者　磯島　和美（旧姓明前）
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
釧路地方裁判所

**平成３０年（フ）第９号**
北海道網走市つくしケ丘４丁目13番16号
債務者　寺村　和孝
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

**平成３０年（フ）第１４０号**
静岡県伊豆の国市天野27番地の３　ビューレッジ芥川　205号
債務者　小松　久雄
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成３０年（フ）第１８１号**
愛知県豊田市手呂町樋田136番地１　市営Ａ－６号
債務者　大倉　光子
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成３０年（フ）第１６号**
京都府舞鶴市字七日市215番地１、前住所島根県出雲市渡橋町1243番地　エスティーハイツ渡橋Ｋ
債務者　廣瀬　　豪
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

**平成３０年（フ）第１７４８号**
大阪府守口市南寺方東通４丁目28番８－205号
債務者　脇　　勝男
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第１７４９号**
大阪府守口市南寺方東通４丁目28番８－205号
債務者　脇　　孝治
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第１８６９号**
大阪府吹田市江坂町２－７－25ビスタ江坂４階400号室、住民票上の住所大阪市西淀川区野里２丁目22番８－608号
債務者　Ｆｅｅｌこと　藤田　明弘
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第１９８８号**
大阪市東住吉区駒川４丁目６番16－406号
債務者　池上　　誠
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第２０９６号**
大阪府八尾市萱振町５丁目15番地の９
債務者　秦　登代子
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部